

# J T A 法 破門・除名

2013年11月30日告知

日本テコンドー協会

理事長 河 明生

## 日本テコンドー協会（以下、J T A）を破門・除名された個人および団体構成員に対する処罰

### 第1条 J T A 段位および級位の失効

第1項 J T Aが認定した段位および級位はすべて無効取り消し、J T A昇段証の破棄を命じる。

第2項 黒帯に刺繍した「日本テコンドー協会」と商標登録している「J T Aマーク」の削除を命じる。

第3項 過去の審査費用の返金には応じない。

### 第2条 修得した J T A 技術の使用禁止

第1条 J T Aで修得したテコンドー技術の使用をすべて禁止する。

第2条 J T A独自の型である蹴武の型の使用を禁止する。

第3項 J T A破門・除名後も、上記を使用し、あるいは名称を変えて使用した場合、東京地裁に損害賠償請求等の裁判を提起する。

### 第3条 J T A 大会成績の取消しと抹消

第1条 J T A在籍中の各種大会成績は、すべて取り消すものとする。  
J T A本部ホームページ上から抹消する。

第2条 J T A各種大会の範囲

1) 全日本フルコンタクトテコンドー選手権大会（以下、全日本大会）のすべての成績  
この場合、順位を繰り上げるものとする。

2) その他すべての大会

第3条 J T Aを破門・除名された者が、全日本大会での成績を自己の経歴等に乗せることを禁じる。

第4項 J T Aを破門・除名された者に対しては、全日本大会のトロフィー・メダル等の返却を命じる。  
その場合、返却にかかる郵送料は破門者・除名者負担とする。

## 第4条 J T A 人間関係の全精算

第1条 J T Aを破門・除名された者の人間関係はすべて精算すべきである。  
人ならば破廉恥な悪行を行い周囲に多大なる迷惑をかけていることにつき恥を知るべきである。  
悪行を公表されないだけで感謝すべきである。

第2条 J T Aを破門・除名された者と引き続き交流している者は理由の如何を問わず除名とする。

第3条 J T Aを破門・除名された者に立場上、巻き込まれた者は、  
一定の猶予期間を設けて再考の機会を与え、J T Aへの復帰を認める場合がある。  
たとえば、金銭欲等に刺激されたクラブ長が己の客観的実力をわきまえず「自流派」を立ち上げた場合、その弟子は立場上、好むと好まざるとに拘わらず巻き込まれる場合が予想される。  
かかる状況は打撃系武道（とくに空手）には日常茶飯事の出来事であり、将来のJ T Aにも絶対起こらないとはいえない。よって寛容政策上、予め定めるものとする。

ただし、上記の場合であっても、復帰するまでの間は、全日本大会成績抹消等を行うものとし、  
復帰後、選手としての名誉を回復するものとする。

## 第5条 J T A グッズの使用禁止

第1条 J T Aグッズの使用をすべて禁止する。

第2条 J T Aグッズの範囲

- 1) J T A有段者道衣（商標登録）
- 2) J T A有級者道衣（商標登録）
- 3) その他、すべてのJ T Aと表示されているグッズ

第3項 上記のグッズ費用の返金には応じない。